

新型コロナ(COVID-19)不況下における企業経営支援政策 —雇用調整助成金と経営革新等支援機関を中心に—

小 島 大 徳

1 現経営状況と経済支援政策の概況

2020年初頭から蔓延した新型コロナウイルス(COVID-19)による経済への大打撃は、企業経営に新たな問題を出現させた。それは、今までにない環境変化による業績悪化にどう対処するのかという問題である。それまでの業績が好調であった企業が、ある日突然、売上ベースで50%¹を下回るとするのは、市場経済社会でも経験したことのないことであり、実に対処方法が難しい。

それを理解して、政府は、企業に対して持続化給付金、雇用調整助成金、融資の政府保証を三本柱として、その他にも各種納税免除および延納という施策をつぎつぎに実施した。これは、政府が、企業に対して事実上、固定費を補填する政策である²。ただし、大企業は、中小零細企業や個人事業とちがいで、雇用調整助成金で人件費を補填しつつ、政府保証の緊急融資枠を使用しているのが現状である。

ここでは、雇用調整助成金を主に取り上げる。そして、そこから現れてくる問題点について、固定資産税減免制度に触れながら、課題をみていく。そのうえで、経営革新等支援機関の役割について論じるものである。

2 雇用調整助成金による事業者と労働者への補償

2.1 雇用調整助成金の概要

雇用調整助成金の特例措置とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものである³。具体的には、最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少し、労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている事業主が支給対象となり、支給額は最高で100%である。

雇用調整助成金は、大企業だけではなく、中小零細企業支援の柱であり、いまなお、これらの企業が売上減少に見舞われていても、企業継続ができている最大の要因である。

2.2 雇用調整助成金の支給状況

この制度の累計支給申請件数は、2021年2月9日時点(速報値)で、2,592,702件であり、そのうち累計支給決定件数は、2,518,733件と、ほぼ申請した企業等は、支給決定通知を受け取っている。このような支給体制は、これまでの煩雑で支給決定件数が少なく、日数もかかるという悪評を排して、企業や事業主、そして労働者の安心を第一に考えている結果だといえる。2021年2月5日までの支給総額は、2兆7,658億2,800万円であり、雇用を強く守つ

ていると評価できる⁴。支給期間も何度も延長され、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月までとされた。

また、通常の雇用調整助成金の支給には、煩雑で膨大な提出書類が必要とされているが、今回は緊急を要するとして、提出書類の簡略化がなされている点も見逃すことができない。当初は、通常の雇用調整助成金の手続きと同様であり、煩雑で膨大、かつ審査に日数がかかるというとても使い勝手の悪いものであった。しかし、大幅に提出書類が緩和されたことにより、事業主の申請手続きの労力が軽減された。このような申請には、通常、税理士などの専門家の手を借りることが多いのだが、それらと顧問契約を結んでいない事業者も、簡便な手続きで申請できるようになったことは評価できる。

2.3 雇用調整助成金の問題点

このように企業経営を強く支えている雇用調整助成金制度であるが、いくつかの問題点も浮かび上がる。

まず、事業者は、この助成金がいつまで支給されるのかを見ながら事業計画を慎重に立てており、度重なる延長よりも、明確な基準を設けた支給期間の決定がなされるべきである。それにより事業者は、企業経営激変からたちなおるために、体制を立て直す経営計画を立てやすくなる。

また、事業活動が活発化したときでも、休業日を維持するために生産調整等をおこなうことに必ずなるため、企業業績を下方に調整する心理的な圧力が働くことになる。そうすると、当該制度を利用している企業の業績回復の機会を失うことになる。それにともない、経済循環を低迷させることになる。そのため、助成期間に、緩やかな支給低減措置を実施する必要がある。

さらに、簡便な提出により、提出先である官庁に多大な負担をかけることになるし、偽の申請の問題も多発することになる。ここで

も、税理士や税理士法人、公認会計士や監査法人等の機関が、国および事業者から報酬をえて、認証確認業務を行う体制の確立が必要であるし、徐々にその方向に進み始めている。

3 固定資産税減免制度と事業者負担軽減策

3.1 固定資産税減免制度と実地固定資産

固定資産税は、評価額のおおむね1.4%を地方公共団体に納付する税である。とくに中小企業は、設備投資しだいで事業規模や売上げが左右し、近年では、設備投資減税の影響で、大型設備を導入している。また、大都市では、企業は工場や事業用地を多く所有しており、固定資産税減免は、歓迎すべき政策である。

具体的にいうと、固定資産税減免制度は、事業収入が一定以上減少している中小事業者に対して、2021年度の都市計画税を含む固定資産税をゼロまたは半分にする制度である。2020年2月から10月までの任意の連続する3ヵ月間の収入の対前年度同期比減少率が、50%以上であった場合は全額、30%以上50%未満の場合は、半分になる。ただし、事業用であっても土地は減免の対象とはならない。また、経営革新等支援機関等⁵の認証が必要である。

3.2 固定資産税減免制度の申請への障壁

固定資産税の把握は、各自治体の調査に任せられており、調査方法や規模、調査内容や評価などは、さまざまである。当然、登記の有無に連動しないため、とくに大都市以外の事業所では、評価額がついていない未評価物件が存在することもままある。そこで、事業主から固定資産税評価額の付いていない物件についても一覧表として提出する必要が生じてきて、二の足を踏む例が多発している。

それに加えて、地方公共団体に、固定資産

税に関わる申請をすることには、かなりの心理的影響があると考えられる。固定資産税の評価については、各地方自治体の調査員により算出される。事業者が、固定資産税について申告する場面は、確定申告等の国税庁に対するもの、登記物件などの法務省法務局に対するもの、当該物が相続物件となったときに国税庁に対する相続申告など数が限られ、課税評価を行う地方公共団体に対する申告には、事業者の拒否感に近い感情によって、申告をなされない場合がおおいと考えられる。固定資産税は、事業者にとって、大きな負担となっているため、その減免制度ができたからといって、限られた期間と額の減免のために、申請がなされるとは、実務上考えにくいのである⁶。

3.3 固定資産税減免制度の欠陥

固定資産税減免制度には、事業用土地が含まれていない。これについて、政府や総務省は、明言していないが、幾つか理由が考えられる。1つ目は事業に供さない固定資産との不平等がまず考えられる。2つ目は、宅地と事業用土地の区別が付かないケースがおおいことが考えられる。3つ目は、土地にまで当該制度をあてはめると、各地方自治体の財源が過度に低下するということが考えられる。4つ目は、都市部と地方によって、固定資産評価額にばらつきがあり、不公平となることが考えられる。税の公平と財源の問題の2つにおおきく分けることができるであろう。

飲食業を中心に協力金という名の下に、事実上の売上補償および補填が実施されているのである。そうすると、他の製造業を中心とした事業に対して、土地の固定資産税を、今回の制度の適用範囲とすることは、世論の理解を得られないわけではない。必要となる核の部分に対して十分な財政支出をすることこそ、実効性のある対策となることを忘れてはならない。

4 経営革新等支援機関と専門家の活用

4.1 経営革新等支援機関の役割

従前より、経営革新等支援機関制度が置かれている。固定資産税の減免制度を適用するためには、事前に経営革新等支援機関の認証確認が必要であった。この経営革新等支援機関とは、「中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」（現在の「中小企業等経営強化法」）が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度⁷」のなかで創設された。

今回の経済激変期において対応することが想定されていない制度ともいえる。つまり、おもに中小零細企業の次世代の経営計画や、事業継承計画などを包括的にプランニングしていくことを通じて、二人三脚で、経営力を高めていくことを目的としている。そのため、このような激変期では、平時とは違う対応が必要とされる。

4.2 事前確認機関

経済産業省は、「2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」を給付する（一部省略）⁸」と発表した。給付額は、前年又は前々年の対象期間の合計の売上げから2021年の対象月の売上げ×3ヵ月であり、中小法人等は、上限60万円、個人事業者等は、上限30万円というものである。

ここでは、「事業確認機関」という新しく制度化され創出される機関によって、遠隔および対面での事前確認が行われ、事業確認通知番号の発行をうけて、申請を行うものである。経営革新等支援機関とはべつの、事業確

認機関というものは、いまのところ、(1) 中小企業等の経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士などの認定経営革新等支援機関、(2) 商工会や農業協同組合、商工会議所や漁業協同組合などの認定経営革新等支援機関に準ずる機関、(3) 税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人などの資格を有する者⁹となる。

4.3 監督省庁を越えた士業の活用

今まで散発的に垣間見られたことだが、今回の緊急経済対策にとってより顕著になったことがある。それは、士業専門家の活用である。なかでも、税理士（税理士法人を含む）がその期待の中心にある¹⁰。士業にも所属官庁があり、税理士は国税庁が監督官庁である。そのため、他省庁が税理士を活用するという発想は少なく、いままでほとんどなされてこなかった。

だが、上記の経営革新等支援機関は、経済産業省が構想設置した制度である。つまりは、士業専門家の省庁を越えた活用が始まったと評価することが出来る。特に、税理士は、中小企業の約90%に関与している。そのうえ、帳簿書類を保有し、確定申告をし、なによりも、事業者の事業に一番詳しい専門家である。くわえて、税理士は、税理士法第一条により独立と公正を使命としているため、国からも事業者からも信頼を受ける。当然、税理士は、税理士法により守秘義務や罰則が規定され、信頼も担保している。

このようなことを背景として、経済対策を実施する場面では、税理士が申請者の書類が真正なものなのかについて判断する機関を担うのはしごく当然であり、更なる活用が求められるのである。

5 今後の経済対策と展望

現在の政府による営業補償（協力金）は、その都度かつ単発的に、限られた業種への給

付となっている。そこでは、売上げの減少などの要件が、細かく定められており、それらを事前に確認する税理士などの専門家の活用が随所に行われていた。実際に、帳簿を公正な立場から専門的知識を用いて事前に帳簿書類などを確認するのは、税理士以外いないため当然の帰着であるが、今後も、税理士、経営革新等支援機関、事前確認機関の活用は増えていくだろうと考える。ただし、本論では、省庁を越えた士業の活用について好意的に評論したのであるが、現状の税理士などの専門職、経営革新等支援機関、事前確認期間と、省庁や補助金の種類ごとにスキームを作っているのは、事業者が混乱するだけでなく、なによりも支給自体が遅れ、事業者の経営に悪影響を及ぼすことが考えられる。そこで、すくなくとも、これ以上の機関の設置はやめ、既存の機関を各省庁が統一した機関とするべき努力するべきである。

コロナ明けは、消費の低迷がしばらく続くと考えられるため、それを急速に回復させるためには、消費拡大策が必須である。コロナ下経済では、経済の足腰となる企業経営をとにかく支えることを重点がおかれるが、経済回復を即座に目指すのであれば、消費税および所得税の減税が必須となる。とくに消費税は、日々の消費活動で感じる頻度が高く、これを減じる心理的金銭的負担を低下させることが重要である。そのため、今後の焦点は、いつ消費税減税を、どのくらいの期間、どのくらいの規模で実施するのかに移っていくのである。あわせて、中小企業対策として、消費税課税事業者要件の緩和や拡大を実施することが肝要である。

注

- ¹ 通常、売上げベースで、3%の落ち込みは、経営活動の抜本的な見直しを検討する水準であり、30%や50%の落ち込みは、企業の存続が不可能な領域である。
- ² 個人事業主や中小零細企業には、上記の固定費補填政策に加えて、売上保障にまで踏み込んでいる。基本的に、前年度比較ベースで売上げ落ち込みに対して、家賃保障や休業要請協力金などを支給している。これらは課税対象であることから、事実上の売上保障と言え、戦後の日本では例のない政策である。
- ³ 厚生労働省の説明による。
- ⁴ 厚生労働省ホームページ「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」を参照のこと。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
- ⁵ 経営革新等支援機関とは、中小企業経営力強化支援法に基づいて、中小企業に対して、専門性の高い支援事業を行う者および機関をそれに認定し、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人を中小企業支援機関等に経営革新等支援機関として認定することによって、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための機関である。この経営革新等支援機関には、税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人な

どが、任に当たる。

- ⁶ この件について、深掘りをすると、未評価物件の洗い出しが行われるのではないかと多くの事業者が感じているのが実態である。
- ⁷ 中小企業庁のホームページ「経営革新等支援機関」を参照のこと。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>
- ⁸ 経済産業省のホームページ「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を参照のこと。
https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf
- ⁹ 経済産業省によると、事業確認機関は、以下の認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他 特定の機関・有資格者から募集（2021年2月中旬以降）する予定である。また、事業確認機関としての登録を認めた機関等については、2月下旬以降に順次公表していく予定である。
- ¹⁰ もちろん、公認会計士も制度上、おなじく期待はされているのであるが、公認会計士は、事実上、開業する上で税理士となるのであるから、ここでは税理士とする。

参考文献

経済産業省

<https://www.meti.go.jp>

国税庁

<https://www.nta.go.jp>